一般社団法人日本看護系大学協議会 データベース委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会(以下、「本会」という)の定款施行細則第7条と第8条に基づき、データベース委員会(以下、「委員会」という)の設置及び運営等に関する基本的事項を 定める。

(目的)

第1条 本委員会は年度毎に会員校の教育・研究・社会貢献等に関する実態調査を実施し、今後の看護系 大学の在り方に関わる基礎資料を提供することを目的とする。

(任務)

- 第2条 本委員会は次の業務を行う。
- (1) 意義のある調査結果が得られるよう、委員会は本会会員校の意識づけを図る。
- (2) 調査結果の報告は単年度ごとに行い、5年ごとに年次比較も行う。
- (3) 事務局および委託業者と連携し、調査、分析、報告を円滑に実施する。
- (4) その他、データベースの活用に関するシステム化を図る。

(本規程の改正)

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2011年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、2014年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。